

所管部課名	農政課	担当者	西 洋樹					
事務事業名	農業公社運営事業費							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	6,000千円	国県支出金 千円	一般財源 6,000千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	農作業受委託作業	3177.1ha		平成28年度				
成果指標②	農地流動化	20.0ha		平成28年度				
成果指標③	新規就農者研修事業	3名		平成28年度				
補助対象者	公益社団法人 薩摩川内農業公社							
補助対象経費	農業公社運営に関する経費							
補助対象事業・活動の内容	農業公社の運営 農作業受委託作業 研修事業 農地利用集積円滑化事業							
	分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	6,000,000円							
上記項目の積算方法	運営補助割合 薩摩川内市 90%、JA北さつま 10%							
補助を 受ける 3カ 年の 事業 (団 体) 等 の 決 算 状 況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	181,186,670	89.3%	193,821,187	93.4%	204,142,610	96.0%
		会費収入	5,011,000	2.5%	5,011,000	2.4%	5,011,000	2.4%
		事業収入	170,046,521	83.8%	179,678,714	86.5%	169,684,792	79.8%
		寄付金・その他助成	6,129,149	3.0%	9,131,473	4.4%	29,446,818	13.9%
		市補助金	6,000,000	3.0%	6,000,000	2.9%	6,000,000	2.8%
		その他	15,592,412	7.7%	7,814,098	3.8%	2,390,231	1.1%
		(前年度繰越金)	29,176	0.0%	-11,683	0.0%	13,808	0.0%
	計	202,808,258	100.0%	207,623,602	100.0%	212,546,649	100.0%	
	支出	事業費	181,666,198	89.6%	187,622,189	90.4%	185,205,513	87.1%
		人件費	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		その他事務費	0	0.0%	0	0.0%	1,932,000	0.9%
		管理費	6,820,680	3.4%	6,940,914	3.3%	7,113,430	3.3%
		固定資産取得費	14,333,063	7.1%	13,046,691	6.3%	18,282,888	8.6%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)	-11,683	0.0%	13,808	0.0%	12,818	0.0%
	計	202,808,258	100.0%	207,623,602	100.0%	212,546,649	100.0%	
	支出計/前年度支出計			102.4%		102.4%		
	自己資金/前年度自己資金			107.0%		105.3%		
翌年度繰越金/市補助金	-0.2%		0.2%		0.2%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	3194.3ha		3161.3ha		3194.5ha			
成果指標の推移②	32.8ha		47.2ha		38.4ha			
成果指標の推移③	2名		1名		2名			
特記すべき事項等	【前回評価】平成25年度「現状のまま継続」・補助経過年数が10年を超えるが、薩摩川内市の農業を取り巻く環境を考慮すると補助を継続する必要がある。特に新規就農支援に力を入れ、県外からの受け入れを増やし、人口増となるような取組を進めて欲しい。・研修生募集の広報活動には、例えば、FMさつまさんだいなどメディアを活用するなど経費をかけない取組を望む。							
	【前回評価への回答】「補助対象経費を明確化すべき」研修事業及び農地利用集積円滑化事業は収益を生む事業ではなく、農業者の育成及び農業振興に係る事業であり、全体事業費の中で不足する分について、補助を続けるべきと考える。							
	【今年度の改善点】農業公社は自助努力により、事業収入が伸びてきている状況にある。							
	【事業のPR方法】公社は、農作業受委託作業や農地利用円滑化事業等の展開、農業者への機械・施設導入等の支援、省力化等の経営改善に向けた取組みの支援を実施しており、特に、新規就農者の育成を目的とした「研修事業」は、本市の後継者育成、確保に大いに貢献している。今後は広報紙やFMさつまさんだいな等により一層の周知を図る。							
【費用対効果】生産者の農作業の軽減、省力化が図られることで、農地の確保、耕作放棄地の解消、また、大型農家への農地集積も図られる。								
【その他】過去3カ年の決算状況は5月末の総会時における決算報告書から作成したもの								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	当該事業の実施により、農業者の育成及び労力の軽減等農業振興に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	高齢化や後継者不足に伴い、本市農業の低迷化が懸念される。その中において、農作業受委託作業、研修事業、農地利用集積円滑化事業を行っている農業公社への支援は、本市農業を産業として存続するために必要である。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	高齢化等による農作業受委託作業の増加等、農家の労力軽減等適切な効果が生じている。また、農地の流動化（農地の有効活用、耕作放棄地対策）にも寄与している。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	農業者の育成や農業の労力軽減を図る上から農業公社が行う方が妥当であると考ええる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	農業公社理事会・総会で承認された事業計画に基づく補助であり、根拠は明確である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	自助努力により事業収入の増大に努めており、また、農地利用集積円滑化事業等を実施し農地の貸借等により、本市の農地集積・集約化に大いに寄与している。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	農作業受委託作業、研修事業及び農地利用集積円滑化事業等、本市の農業振興に資する活動を行っている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	農業公社は農業者の育成及び労力の軽減を目標にしており、運営補助金が有効な政策手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	農業公社の運営の適正化及び地域農業等の改善を図るもので妥当性のあるものである。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 農村地域では、高齢化や後継者不足に伴い、本市農業の弱体化が懸念される。その中において作業受託事業、研修事業、農地利用集積円滑化事業を行っている農業公社への補助は、本市農業振興を図る上からも必要である。	事業	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止		≪まとめ≫
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 事業計画に基づき事業を実施しており、市としても計画・目標達成に向け、支援していきたい。		

農業公社運営事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる農業公社運営事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 農業公社運営事業補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 補助金の対象者は薩摩川内市農業公社とする。
- (2) 農業公社の各年度事業計画により補助するものとする。

(補助金の額)

第3条 農業公社運営事業補助金は農業公社の事業計画により定められた額（農業公社事業計画の市負担分）を補助するものとする。

- 2 市と北さつま農業協同組合においては、農業公社事業計画に基づき、補助割合を市90%、農協10%と決定しており、平成23年度までに見直しがなされなければ、この割合で補助するものとする。

(補助対象経費)

第4条 農業公社運営事業補助金は、農業公社運営に関する経費を対象とする。

(交付の申請)

第5条 農業公社運営事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年4月15日とする。

- 2 農業公社運営事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 農業公社事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 農業公社運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に農業公社運営事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 農業公社運営事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が

必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業の収支清算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 農業公社運営事業補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

- (1) 農業公社の実施する農作業受委託作業、農地流動化及び新規就農者研修事業の実績
- (2) 農作業受委託作業に関して、担い手及び農作業受委託組織との連携等の実績
(補助事業者等の責務)

第9条 農業公社運営事業補助金の交付を受けた補助事業者は、本市の農業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 農業公社運営事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成21年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成24年4月1日から施行する。